

○佐賀県警察の組織に関する訓令

昭和54年 2 月19日

本部訓令第 2 号

改正 平成28年 3 月11日本部訓令第 7 号

平成29年 3 月 3 日本部訓令第 1 号

平成30年 3 月 8 日本部訓令第 4 号

平成31年 3 月 1 日本部訓令第 7 号

令和 2 年 3 月11日本部訓令第 4 号

令和 3 年 3 月11日本部訓令第 3 号

令和 4 年 3 月10日警察本部訓令第 5 号

令和 5 年 3 月10日警察本部訓令第 6 号

令和 6 年 3 月 8 日警察本部訓令第 4 号

佐賀県警察の組織等に関する訓令（昭和37年佐賀県警察本部訓令第 7 号）の全部を改正する。

目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 警察本部（第 3 条—第 9 条）

第 3 章 警察学校（第10条—第14条）

第 4 章 警察署（第15条—第23条）

第 5 章 補則（第24条・第25条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この訓令は、佐賀県警察組織規則（平成 6 年佐賀県公安委員会規則第 5 号。以下「規則」という。）第42条の規定に基づき警察本部及び警察署の内部組織の細部的事項に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 部 警務部、生活安全部、刑事部、交通部及び警備部をいう。

(2) 所 科学捜査研究所をいう。

- (3) 隊 交通機動隊、高速道路交通警察隊及び機動隊をいう。
- (4) センター 少年課少年サポートセンター及び交通指導課交通反則通告センターをいう。
- (5) 部長 部の長をいう。
- (6) 所属長 警察本部の課長、科学捜査研究所長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長、機動隊長及び警察学校長並びに警察署長をいう。
- (7) 研究所長 科学捜査研究所の長をいう。
- (8) 隊長 交通機動隊、高速道路交通警察隊及び機動隊の長をいう。

(平29本部訓令 1 ・ 一部改正)

第 2 章 警察本部

(調査官)

第 3 条 警察本部（以下「本部」という。）の課、所及び隊に調査官を置くことができる。

- 2 調査官は、警部又はこれに相当する一般職員をもつて充てる。
- 3 調査官は、上司の命を受け、課、所又は隊の事務についての調査、研究、指導及び企画に関する事務を掌理する。

(次席等)

第 3 条の 2 本部の課に次席を、所に副所長を、隊に副隊長を置く。

- 2 次席（副所長及び副隊長を含む。以下同じ。）は、警部又はこれに相当する一般職員をもつて充てる。
- 3 次席は、課長、研究所長又は隊長を助け、課、所又は隊の事務を整理し、部下職員を指揮監督する。

(課長補佐等)

第 4 条 課に課長補佐、所に所長補佐及び隊に隊長補佐並びにセンターに副センター長を置くことができる。

- 2 次表の左欄に掲げる課に、それぞれ右欄に掲げる職（以下「担当官等」という。）を置くことができる。

所属名	担当官等
総務課	渉外担当官
警務課	術科師範
生活安全企画課	生活経済事犯捜査共助官

通信指令課	通信指令官
刑事企画課	取調べ指導担当官
鑑識課	鑑識指導担当官
交通企画課	交通事故分析官
警備第二課	航空担当官

3 課長補佐（所長補佐、隊長補佐及び副センター長を含む。以下同じ。）及び担当官等は、警部又はこれに相当する一般職員をもつて充てる。

4 課長補佐は、上司の命を受け、担当事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

5 担当官等は、上司の命を受け、課の所掌事務のうち、特命事項に係るものをつかさどり、部下職員を指揮監督する。

（平29本部訓令 1 ・平30本部訓令 4 ・令 4 本部訓令 5 ・一部改正）

（係の設置）

第5条 課、所及び隊（以下「課等」という。）に係に置く。

2 係の名称は、別表 1 のとおりとする。

3 係の分掌事務は、課長、研究所長又は隊長が定める。

（係長等）

第6条 課等の係に、係長及び必要により専門官を置く。

2 係長は、警部補又はこれに相当する一般職員をもつて充てる。

3 専門官は、警部補をもつて充てる。

4 係長、上司の命を受け、係の分掌事務をつかさどり、部下職員を指揮監督する。

5 専門官は、上司の命を受け、担当の事務をつかさどり、部下職員を指揮監督する。

6 専門官の呼称は、班長及び担当する事務の名称を冠して使用することができる。

（主任）

第6条の2 課等の係に、必要により主任を置く。

2 主任は、巡査部長又はこれに相当する一般職員をもつて充てる。

3 主任は、上司の命を受け、担当事務に従事し、部下職員を指揮監督する。

（中隊長、小隊長及び分隊長）

第7条 隊に中隊長、小隊長及び分隊長を置くことができる。

2 中隊長は、警部をもつて充てる。

3 小隊長は、警部補をもつて充てる。

4 分隊長は、巡査部長をもつて充てる。

- 5 中隊長は、上司の命を受け、隊務を掌理し、部下職員を指揮監督する。
- 6 小隊長は、上司の命を受け、隊務をつかさどり、部下職員を指揮監督する。
- 7 分隊長は、上司の命を受け、隊務に従事し、部下職員を指揮監督する。

(係員等)

第8条 課等の係に、係員又は隊員を置くことができる。

- 2 係員及び隊員は、巡査又は一般職員をもつて充てる。
- 3 係員及び隊員は、上司の命を受け、担当事務に従事する。

(所属内配置換え)

第9条 課長補佐以下の職員の課内、所内又は隊内における配置換えは、所属部長の承認を得て、課長、研究所長又は隊長が行う。

第3章 警察学校

(調査官)

第10条 警察学校（以下「学校」という。）に調査官を置くことができる。

- 2 調査官は、警部又はこれに相当する一般職員をもつて充てる。
- 3 調査官は、上司の命を受け、学校の事務についての調査、研究、指導及び企画に関する事務を掌理する。

(校長補佐)

第10条の2 学校に校長補佐を置き、警部又はこれに相当する一般職員をもつて充てる。

- 2 校長補佐は、上司の命を受け、担当事務を掌理し、部下職員を指揮監督するとともに、学生の教育訓練を行う。

(教官)

第11条 学校に教官を置き、警部補若しくは巡査部長又はこれに相当する一般職員をもつて充てる。

- 2 教官は、上司の命を受け、学生の教育訓練を行い、併せて分掌事務をつかさどる。

第12条 削除

(講師)

第13条 校長は、本部長の承認を得て講師を委嘱することができる。

(係の設置)

第14条 学校に係を置く。

- 2 係の名称は、別表2のとおりとし、係長、主任及び係員については、第6条、第6条の2及び第9条の規定を準用する。

- 3 係の分掌事務は、校長が定める。

第4章 警察署

(調査官)

第15条 警察署（以下「署」という。）に調査官を置くことができる。

- 2 調査官は、警部又はこれに相当する一般職員をもつて充てる。
- 3 調査官は、上司の命を受け、署の事務についての調査、研究、指導及び企画に関する事務を掌理する。

(次長)

第15条の2 署（規則第38条に規定する副署長を置く署を除く。）に次長を置き、警部をもつて充てる。

- 2 次長は、署長を助け、署の事務を整理し、部下職員を指揮監督する。

(課長)

第16条 署の課に、課長を置く。

- 2 課長は、警部又はこれに相当する一般職員をもつて充てる。
- 3 課長は、上司の命を受け、課の分掌事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

(課長代理)

第17条 署の課に、課長代理を置くことができる。

- 2 課長代理は、警部補又はこれに相当する一般職員をもつて充てる。
- 3 課長代理は、上司の命を受け、課の分掌事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

(係の設置)

第17条の2 署の課に係を置く。

- 2 係の名称は、別表3のとおりとする。
- 3 係の分掌事務は、署長が定める。

(係長等)

第17条の3 署の係に、係長及び専門官を置くことができる。

- 2 係長は、警部補又はこれに相当する一般職員をもつて充てる。
- 3 専門官は、警部補をもつて充てる。
- 4 係長は、上司の命を受け、係の分掌事務をつかさどり、部下職員を指揮監督する。
- 5 専門官は、上司の命を受け、担当の事務をつかさどり、部下職員を指揮監督する。
- 6 専門官の呼称は、班長又は担当する事務の名称を冠して使用することができる。

(主任及び係員)

第18条 署の係に、所要の主任及び係員を置く。

2 主任は、巡査部長又はこれに相当する一般職員をもつて充て、係員は、巡査又は一般職員をもつて充てる。

3 主任は、上司の命を受け、担当事務に従事し、部下職員を指揮監督する。

4 係員は、上司の命を受け、担当事務に従事する。

(所長)

第19条 交番、警察官駐在所（以下「駐在所」という。）、幹部派出所（警視の所長を置く幹部派出所を除く。以下この条において同じ。）、警備派出所及び検問所に、所長を置くことができる。

2 所長は、警部又は警部補をもつて充てる。

3 所長は、上司の命を受け、所管区における警察事務をつかさどり、部下職員を指揮監督する。

(交番等勤務員)

第20条 交番、駐在所、署所在地、幹部派出所、警備派出所及び検問所（以下「交番等」という。）に、所要の勤務員を置く。

2 勤務員は、警察官を充てる。ただし、幹部派出所には、警察官のほか、所要の一般職員を置くことができる。

3 勤務員は、上司の命を受け、所管区における警察事務に従事する。

(署内配置換え)

第21条 警部補以下の警察官及び係長以下の一般職員（この条において課長代理及び幹部派出所長を除く。）の署内における配置換えは、署長が行う。

2 署長は、署内における配置換えを行つたときは、警務部長に報告しなければならない。この場合において、配置換えの内容が交番等の警察官であるときは、生活安全部長に合わせて報告しなければならない。

(令6本部訓令4・一部改正)

(交番等の新設)

第22条 署長は、交番等の新設、廃止、統合、移転又は名称変更の必要があると認めるときは、本部長に承認申請しなければならない。所管区を変更しようとするときも、また同様とする。

(臨時の交番及び検問所)

第23条 署長は、臨時に交番又は検問所を設置することができる。

第5章 補則

(兼務等)

第24条 所属長は、職員に他の係の分掌事務を兼務させ、又は特命事項を行わせることができる。

(事務分掌表の送付)

第25条 所属長は、職員の配置換えを行つたときは、職員の事務分掌表を作成し、警務部長に送付しなければならない。

附 則

この訓令は、昭和54年2月19日から施行する。

附 則 (昭和55年3月18日本部訓令第3号)

この訓令は、昭和55年3月25日から施行する。ただし、別表1中警務課の係に留置管理係を加える規定及び別表3中警察署の看守係を削る規定並びに同表中警察署の係に留置係を加える規定については、昭和55年4月1日から施行する。

附 則 (昭和56年3月18日本部訓令第3号)

この訓令は、昭和56年3月26日から施行する。ただし、第2条第2号の改正規定及び第4条第1項の表の捜査第一課の項を削る規定並びに別表1中保安課の係に有明機動警ら隊を加える規定及び同表中警備課の改正規定は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則 (昭和57年3月15日本部訓令第4号)

この訓令は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則 (昭和58年2月12日本部訓令第2号)

この訓令は、昭和58年2月12日から施行する。

附 則 (昭和59年3月23日本部訓令第3号)

この訓令は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則 (昭和60年3月30日本部訓令第5号)

この訓令は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則 (昭和61年3月24日本部訓令第5号)

この訓令は、昭和61年4月1日から施行する。ただし、別表3（第16条関係）の改正規定は、昭和61年3月24日から施行する。

附 則 (昭和61年7月28日本部訓令第11号)

この訓令は、昭和61年8月1日から施行する。

附 則 (昭和61年12月1日本部訓令第16号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年12月26日本部訓令第17号）

この訓令は、昭和62年1月1日から施行する。

附 則（昭和62年2月20日本部訓令第1号）

この訓令は、昭和62年3月18日から施行する。

附 則（昭和62年2月26日本部訓令第2号）

この訓令は、昭和62年3月16日から施行する。

附 則（昭和62年3月31日本部訓令第4号）

この訓令は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年5月30日本部訓令第6号）

この訓令は、昭和62年6月1日から施行する。

附 則（昭和62年7月30日本部訓令第8号）

この訓令は、昭和62年8月5日から施行する。

附 則（昭和62年9月18日本部訓令第11号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年3月25日本部訓令第4号）

この訓令は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年4月19日本部訓令第6号）

この訓令は、昭和63年4月25日から施行する。

附 則（昭和63年6月1日本部訓令第8号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年7月27日本部訓令第9号）

この訓令は、昭和63年8月1日から施行する。

附 則（昭和63年11月21日本部訓令第13号）

この訓令は、昭和63年11月21日から施行する。

附 則（平成元年4月1日本部訓令第5号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成2年3月31日本部訓令第4号）

この訓令は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成3年3月29日本部訓令第2号）

この訓令は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成４年２月２５日本部訓令第２号）

この訓令は、公布の日から施行する。ただし、別表１の捜査二課の項の改正規定については、平成４年４月１日から施行する。

附 則（平成４年７月８日本部訓令第１４号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成５年３月２６日本部訓令第３号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成６年３月１６日本部訓令第６号）

この訓令は、平成６年３月２２日から施行する。

附 則（平成７年１月２５日本部訓令第１号）

この訓令は、平成７年２月１日から施行する。

附 則（平成７年３月３１日本部訓令第５号）

この訓令は、平成７年４月１日から施行する。

附 則（平成８年３月１３日本部訓令第５号）

この訓令は、平成８年３月１９日から施行する。

附 則（平成９年３月２４日本部訓令第８号）

この訓令は、平成９年３月２５日から施行する。

附 則（平成９年６月２日本部訓令第１２号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成１０年３月１０日本部訓令第３号抄）

（施行期日）

- １ この訓令は、平成１０年３月２５日から施行する。

附 則（平成１１年３月５日本部訓令第５号）

この訓令は、平成１１年３月１７日から施行する。

附 則（平成１１年４月２８日本部訓令第１０号）

この訓令は、平成１１年４月２８日から施行する。

附 則（平成１１年１１月９日本部訓令第１７号）

この訓令は、平成１１年１２月１日から施行する。

附 則（平成１２年３月１５日本部訓令第３号）

この訓令は、平成１２年３月２４日から施行する。ただし、別表１の警務課の項の改正規定、同表の監察課の項の改正規定及び別表３の佐賀警察署の項の改正規定中「

警務課	警務係、留置係
-----	---------

」を「

警務課	警務係
留置管理課	留置管理係

」に改める部分は、平成12年3月21日から施行する。

附 則（平成13年3月15日本部訓令第2号）

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月13日本部訓令第3号）

この訓令は、平成14年3月22日から施行する。ただし、第4条第2項の表の改正規定中「涉外担当官、楽長」を「涉外担当官」に改める部分及び「柔道師範、剣道師範」を「術科師範」に改める部分は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年2月3日本部訓令第1号）

この訓令は、平成15年2月13日から施行する。

附 則（平成16年2月10日本部訓令第3号）

この訓令は、平成16年2月19日から施行する。

附 則（平成17年3月24日本部訓令第8号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年5月18日本部訓令第14号抄）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月22日本部訓令第3号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年2月2日本部訓令第1号）

この訓令は、平成19年2月13日から施行する。

附 則（平成19年4月2日本部訓令第4号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年9月28日本部訓令第10号）

この訓令は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成20年3月13日本部訓令第7号）

この訓令は、平成20年3月23日から施行する。

附 則（平成21年3月16日本部訓令第3号）

この訓令は、平成21年3月26日から施行する。ただし、第2条、第4条及び別表1の改正

規定は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月15日本部訓令第1号）

この訓令は、平成22年3月25日から施行する。

附 則（平成23年3月8日本部訓令第1号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月29日本部訓令第5号抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日本部訓令第6号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月15日本部訓令第1号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月11日本部訓令第11号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第17条の改正規定は、平成26年3月20日から施行する。

附 則（平成27年3月6日本部訓令第8号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年本部訓令第7号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年本部訓令第1号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年本部訓令第4号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年本部訓令第7号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年本部訓令第4号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年本部訓令第3号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年本部訓令第5号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和 5 年本部訓令第 6 号）

この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年本部訓令第 4 号）

この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（第 5 条関係）

（平28本部訓令 7・平29本部訓令 1・平30本部訓令 4・平31本部訓令 7・令 2 本部訓令 4・令 3 本部訓令 3・令 4 本部訓令 5・令 5 本部訓令 6・令 6 本部訓令 4・一部改正）

課等の係の名称

課等	係
総務課	庶務・秘書係、渉外係
公安委員会補佐官室	公安委員会係
取調べ監督室	取調べ監督係
広報県民課	庶務係、広報係、県民の声係、情報公開係、文書係
犯罪被害者支援室	被害者支援係
警務課	庶務係、人事係、給与係、企画（第一、第二、第三）係
人材育成室	採用係、教養係、機関誌係、術科・拳銃管理係
監察課	庶務係、企画係、表彰係、監察係、訟務係
留置管理課	庶務係、企画・指導係、護送係、佐賀南留置管理係、小城留置管理係
会計課	庶務係、予算係、用度係、出納（第一、第二）係
施設装備室	管財係、営繕係、装備係
会計監査室	監査係、指導係
厚生課	庶務係、厚生係、共済係
健康管理室	健康管理係

情報管理課	庶務係、企画・指導係、情報セキュリティ係、システム開発係、電算運用係、電話交換係、照会係
生活安全企画課	庶務係、企画・指導係、特別捜査係
許可事務管理室	企画・支援係、営業係、風俗営業係、銃砲・危険物係
安全・安心まちづくり推進室	安全・安心まちづくり推進係
人身安全・少年課	庶務係、企画・指導係、少年事件係、子供・女性安全対策係
人身安全対策室	人身安全対策指導係、人身安全対策支援（第一、第二、第三）係、虐待対策係、行方不明対策係
少年サポートセンター	少年サポート係
サイバー犯罪対策課	庶務係、企画・指導係、サイバーセキュリティ対策係、捜査支援係、デジタルフォレンジック係、サイバー犯罪対策係、サイバー犯罪捜査係
地域課	庶務係、企画係、有明海機動警ら係
地域指導室	指導係
鉄道警察隊	警ら係
通信指令課	庶務係、企画・指導係、通信指令（第一、第二、第三）係
刑事企画課	庶務係、企画係、指導係、公判対応係
捜査支援室	手配共助係、犯罪統計係、捜査支援係
捜査第一課	庶務係、企画係、盗犯係、盗犯特別捜査係、特殊事件捜査係、強行犯係、性犯罪捜査係、強行犯特別捜査係
機動捜査隊	機動捜査係
検視官室	検視係
捜査第二課	庶務係、企画係、指導係、選挙対策係、特別捜査（第一、第二、第三）係
組織犯罪対策課	庶務係、企画・指導（第一、第二）係、情報分析係、指定

		管理係、暴排係、国際捜査係、特別捜査（第一、第二）係
	特殊詐欺捜査室	企画・指導第三係、連合捜査係、犯罪収益対策係、特別捜査（第三、第四）係
鑑識課		庶務係、指導係、現場係、機動鑑識係、写真係、足痕跡係、指紋係
科学捜査研究所		庶務係、法医（第一、第二）係、文書係、心理係、化学係、物理係
交通企画課		庶務係、企画（第一、第二）係、事故分析・統計係
交通指導課		庶務係、企画・指導係、特別捜査係、交通事故事件捜査係、交通鑑識係、駐車対策係
	交通反則通告センター	反則通告係
交通規制課		庶務係、企画調査係、許可係、規制調査係、標識標示係、信号係、交通管制係
運転免許課		庶務係、行政処分係、免許係
	シルバードライバーズサポート室	講習係、高齢運転者支援係
	運転免許試験場	教習係、学科係、技能係
交通機動隊		庶務係、管理係、訓練係、第一小隊、第二小隊、第三小隊
高速道路交通警察隊		庶務係、管理送致係、被害者支援係、佐賀本隊、鳥栖分駐隊、武雄分駐隊
警備第一課		庶務係、分析（第一、第二）係、外事係、国際テロリズム対策係、サイバー攻撃対策係、情報（第一、第二）係、事件捜査係
警備第二課		庶務係、緊急事態対策係、災害対策係、警備実施係
	警衛・警護室	警衛・警護係
	警察航空隊	飛行係、整備係
警衛警備対策課		庶務係、総括係、警備対策（第一、第二、第三）係、交通対策係、警備情報係

機動隊	庶務係、装備係、訓練係、原発警戒係、第一中隊、第二中隊
-----	-----------------------------

別表 2（第14条関係）

警察学校の係の名称

警察学校	庶務係、生活指導係、教務係、術科係
------	-------------------

別表 3（第17条の2 関係）

（平28本部訓令 7・平29本部訓令 1・令 2 本部訓令 4・令 3 本部訓令 3・令 6 本部訓令 4・一部改正）

警察署	課	係
佐賀南警察署	警務課	警務係、被害者支援係、術科指導係、留置管理係
	会計課	会計係
	生活安全課	生活安全係、人身安全対策係、生活安全捜査係
	地域第一課	企画・指導係、地域捜査係、地域係、自動車警ら係、船舶係
	地域第二課	地域係、検問係、船舶係
	刑事第一課	送致・手口係、盗犯係、強行犯係、鑑識係
	刑事第二課	知能犯係、組織犯罪対策係
	交通課	指導係、規制係、事故捜査係
	警備課	警備（第一、第二）係
佐賀北警察署	警務課	警務係、被害者支援係、術科指導係、留置管理係
	会計課	会計係
	生活安全課	生活安全係、人身安全対策係、生活安全捜査係
	地域課	企画・指導係、地域捜査係、地域係、自動車警ら係
	刑事第一課	送致・手口係、盗犯係、強行犯係、鑑識係
	刑事第二課	知能犯係、組織犯罪対策係
	交通課	指導係、規制係、事故捜査係
	警備課	警備（第一、第二）係
神埼警察署	警務課	警務係、被害者支援係、術科指導係、留置管理係
	会計課	会計係
	生活安全課	生活安全係
	地域課	地域捜査係、地域係、自動車警ら係

	刑事課	刑事（第一、第二）係、鑑識係
	交通課	指導・規制係、事故捜査係
	警備課	警備係
鳥栖警察署	警務課	警務係、被害者支援係、術科指導係
	留置管理課	留置管理係
	会計課	会計係
	生活安全課	生活安全係、人身安全対策係、生活安全捜査係
	地域課	企画・指導係、地域捜査係、地域係、自動車警ら係、検問係
	刑事第一課	送致・手口係、盗犯係、強行犯係、鑑識係
	刑事第二課	知能犯係、組織犯罪対策係
	交通課	指導係、事故捜査係、規制係
	警備課	警備（第一、第二）係
小城警察署	警務課	警務係、被害者支援係、術科指導係、留置管理係
	会計課	会計係
	生活安全課	生活安全係、生活安全捜査係
	地域第一課	地域捜査係、地域係、自動車警ら係
	地域第二課 （多久幹部派出所）	地域係、自動車警ら係
	刑事課	刑事（第一、第二）係、鑑識係
	交通課	指導・規制係、事故捜査係
	警備課	警備係
唐津警察署	警務課	警務係、被害者支援係、術科指導係
	留置管理課	留置管理係
	会計課	会計係
	生活安全課	生活安全係、人身安全対策係、生活安全捜査係
	地域第一課	企画・指導係、地域捜査係、地域係、自動車警ら係、船舶係
	地域第二課 （相知幹部派出所）	地域係、自動車警ら係

	地域第三課 (呼子幹部派出所)	地域係、自動車警ら係
	刑事第一課	送致・手口係、盗犯係、強行犯係、鑑識係
	刑事第二課	知能犯係、組織犯罪対策係
	交通課	指導係、事故捜査係、規制係
	警備課	警備 (第一、第二) 係
伊万里警察署	警務課	警務係、被害者支援係、術科指導係、留置管理係
	会計課	会計係
	生活安全課	生活安全係、生活安全捜査係
	地域第一課	地域捜査係、地域係、自動車警ら係
	地域第二課 (有田幹部派出所)	地域係、自動車警ら係
	刑事課	刑事 (第一、第二) 係、鑑識係
	交通課	指導・規制係、事故捜査係
	警備課	警備係
武雄警察署	警務課	警務係、被害者支援係、術科指導係、留置管理係
	会計課	会計係
	生活安全課	生活安全係
	地域課	地域捜査係、地域係、自動車警ら係
	刑事課	刑事 (第一、第二) 係、鑑識係
	交通課	指導・規制係、事故捜査係
	警備課	警備係
白石警察署	警務課	警務係、被害者支援係、術科指導係、留置管理係
	会計課	会計係
	生活安全・刑事課	生活安全係、刑事 (第一、第二) 係、鑑識係
	地域第一課	地域捜査係、地域係、自動車警ら係
	地域第二課	地域係

	(大町幹部派出所)	
	交通課	指導・規制係、事故捜査係
	警備課	警備係
鹿島警察署	警務課	警務係、被害者支援係、術科指導係、留置管理係
	会計課	会計係
	生活安全課	生活安全係、生活安全捜査係
	地域第一課	地域捜査係、地域係、自動車警ら係
	地域第二課 (嬉野幹部派出所)	地域係、自動車警ら係
	刑事課	刑事（第一、第二）係、鑑識係
	交通課	指導・規制係、事故捜査係
	警備課	警備係